

羽島郡笠松町内における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表の通りである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車を する乗合自動車の停留所の 名称	所在地	停車又は駐車を する一般旅客自動車運送事業用自動車 等の範囲	最左欄の停留所における左欄の 停車又は駐車が道路又は交通の 状況により支障がないものとな るようになるため必要と認める 事項	合意状況
米野高瀬	羽島郡笠松町米野772番地	株式会社アイシンが実施する一般旅客自動車運送事業（区域運行）の用に供する自動車（チョイソコカラタン）に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限る。	令和6年9月17日関係者全員の合意が完了
東米野	羽島郡笠松町米野652番地の4			
中央交流センター	羽島郡笠松町常盤町6番地			
笠松中学校前	羽島郡笠松町弥生町1番地			
歴史未来館前	羽島郡笠松町下本町87番地			